

いやさか苑介護予防短期入所生活介護
重要事項説明書

社会福祉法人播陽灘
特別養護老人ホームいやさか苑

社会福祉法人播陽灘 重要事項説明書

法人内共通事項

1. 事業所経営法人

- | | |
|---------------------|--------------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 播陽灘 |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北1丁目29番地 |
| (3) 電話番号及び
FAX番号 | TEL 079-247-1122
FAX 079-247-1133 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 田上 龍太郎 |
| (5) 設立年月日 | 平成21年7月23日 |

2. 事業の概要について

当法人はご利用者に対し介護保険における以下のサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通りご説明いたします。

- (1) 指定地域密着型介護老人福祉事業所
- (2) 指定短期入居生活介護サービス（併設型、空床利用型）
- (3) 指定介護予防短期入居生活介護サービス（併設型、空床利用型）
- (4) 指定共生型短期入所生活介護
- (5) 指定予防共生型短期入所生活介護
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業
- (7) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業
- (8) 指定認知症対応型共同生活介護
- (9) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
- (10) (公益) 地域包括支援センター

3. 事業の運営方針について

- (1) いやさか苑は、介護保険法に則る介護老人福祉事業所（地域密着型特別養護老人ホ

ム）として、常にサービスを受ける方の視点を大切にし、自ら提供するサービスの質の評価を行い、心身の状況等に応じて適切なサービスの提供を実施いたします。

- (2) サービスの提供においては、個人の尊厳を尊重し、事業所サービス計画（ケアプラン）に基づき、介護、相談及び援助、機能訓練、健康管理、栄養管理を行い、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援いたします。

- (3) 事業所の運営に当たっては、利用者の立場に立った自立支援を中心としたサービスを推進し、「誠意」「清潔」「安全」の心を持って行動し、地域の方々の尊厳を支え「ゆとりと笑顔のある暮らし」を実現するために貢献していきたいと考えております。

1. 豊かな社会の実現に向かって「誠意」に尊厳を以て取り組むこと。

1. 快適な生活が営めるよう「清潔」に尊厳を以て安心できるサービスを提供すること。

1. 心のこもったサービスを尊厳を以て「安全」に提供すること。

4. 各サービスの受け付け窓口

受け付け場所	特別養護老人ホーム いやさか苑事務所
連絡先	〒672-8031 兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北1丁目29番地 TEL 079-247-1122 FAX 079-247-1133
営業日	月曜日～金曜日
受付時間	9:00～17:00

5. ご利用事業所の概要

- (1) 指定地域密着型介護老人福祉事業所、指定短期入所生活介護、
指定介護予防短期入所生活介護

- ① 建物構造 鉄筋コンクリート造 3階建て
② 建物の延べ床面積 1916.23㎡
③ 所在地 兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北1丁目29番地

6. 苦情・虐待・相談の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情・虐待やご相談は以下の専用窓口で受け付けします。

- 苦情・虐待や相談受付窓口（担当者） 生活相談員
- 苦情受付責任者 田上 優佳（事業所長）
- 受付期間 毎週月曜日～金曜日
9:00～17:00
(土曜日・日曜日、祝日、12月29日
から翌年1月3日を除く)

- (2) 当事業所における苦情や虐待の受付対応について

当事業所においては、「第三者委員」、各委員会等を設置し、苦情や虐待の解決にあたり、サービス向上に努めます。

- (3) 行政機関その他、苦情受付機関

兵庫県国民健康保険 団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 TEL 078-332-5617 FAX 078-332-5650 受付時間 月曜日～金曜日 8:45～17:15 (土曜日・日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日を除く)
姫路市役所健康福祉 局 長寿社会支援部介護 保険課	所在地 姫路市安田4丁目1番地（本庁舎2階） TEL 079-221-2923 FAX 079-221-2925 受付時間 月曜日～金曜日 8:35～17:20 (土曜日・日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日を除く)

- (4) 第三者委員

第三者委員 梶原 武子（慶徳寺）
連絡先 TEL 079-246-1212
受付時間 月曜日～金曜日（祝日は除く）

第三者委員 橋脇 公彦（橋脇税理士事務所）
連絡先 TEL 079-288-6884
受付時間 月曜日～金曜日（祝日は除く）

7. 身元引受人

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。
なお、ご利用者において社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。
- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご利用者のお世話をされてきたご家族や親族に就任していただくことが望ましいと考えております。ただし、これらの方に限定するという趣旨ではありません。
- (3) 身元引受人は、利用料等の入居者の当事業所に対する債務については、連帯して保証し、その債務の履行義務を負うことになります。
また、入居者が医療機関に入院する場合や当事業所から退居する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、当事業所と協力、連帯して退居後の入居者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。
- (4) ご利用者が入居中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品（日用品や身の回り品等であり高価品は除く）の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。
また、ご利用者が死亡されていない場合でも、入居契約が終了した後、当事業所に残されたご利用者の残置物をご利用者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。
これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご利用者または身元引受人にご負担いただくこととなります。
- (5) 身元引受人が死亡したり、破産宣告を受けた場合等、身元引受人としての責務を果たせなくなった際には、あらたな身元引受人を立てていただくこととなります。
なお、その際には、ご利用者にご協力をお願いする場合があります。
- (6) 身元引受人は、当事業所に対し、入居者が本契約上負担する一切の業務を極度額（「重要事項説明書」で定める、当事業所における「標準的利用料金」の金額の6か月分とする）の範囲内で連帯して保証していただきます。
- (7) 身元引受人は、本人の契約意思を確認し、署名代行者として、当事業所との契約関係書類等に署名代行を行っていただきます。

指定介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
《姫路市指定 2874005685 号》

当事業所はご利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

1. ご利用事業所

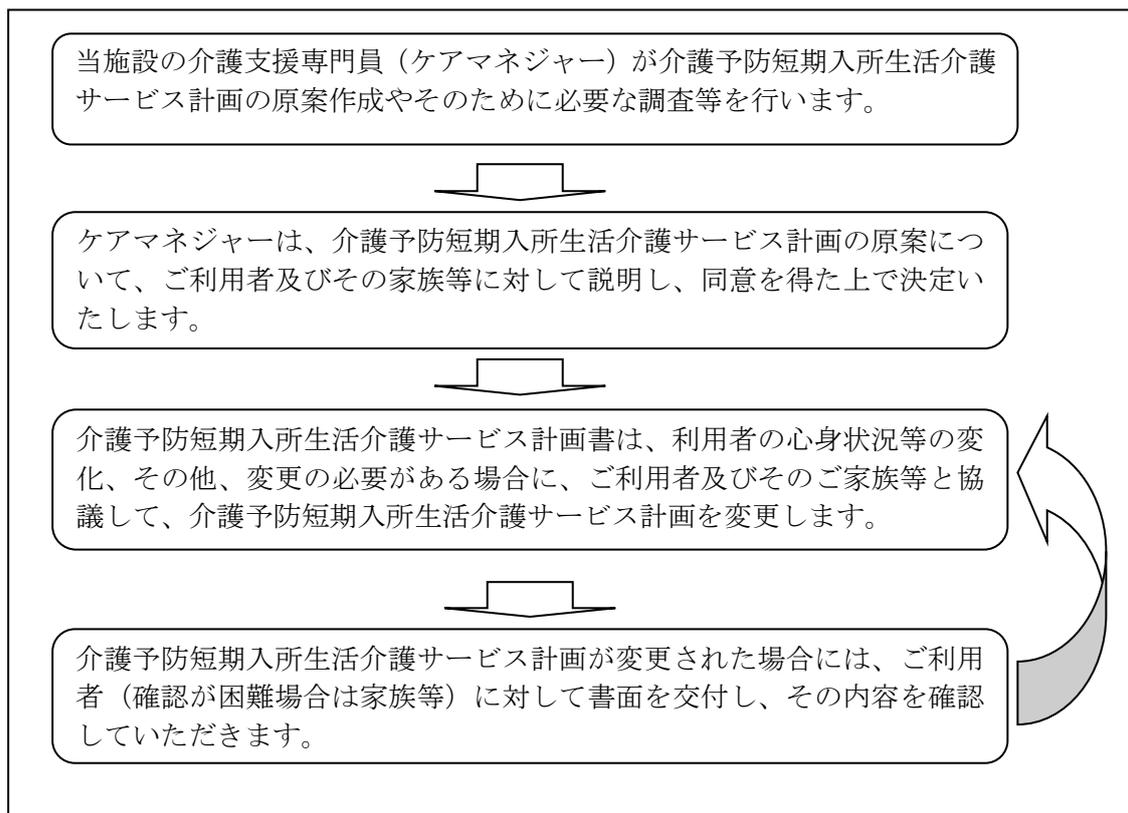
- | | |
|----------------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定介護予防短期入所生活介護〔ショートステイ〕
平成 22 年 12 月 24 日 姫路市指定 2874005685 号 |
| (2) 事業所の目的 | 指定介護予防短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に日常生活を営むために必要な居室および共用事業所等をご利用いただき、介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。 |
| (3) 名称 | 特別養護老人ホームいやさか苑
介護予防短期入所生活介護（併設型） |
| (4) 所在地 | 姫路市白浜町宇佐崎北 1 丁目 29 番地 |
| (5) 電話番号及び
FAX 番号 | TEL 079-247-1122
FAX 079-247-1133 |
| (6) 管理者 | 石松 明美 |
| (7) 開設年月日 | 平成 23 年 1 月 1 日 |
| (8) 交通 | 電車 山陽電車「八家」駅より徒歩 3 分
車 姫路バイパス「姫路東インター」より 7 分 |

2. 事業所利用対象者

- (1) 当事業所を利用できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要支援」と認定された方が対象とまります。
また、利用時において、「要支援」の認定を受けておられる利用者であっても、利用中に「自立」の判定になった場合には、利用を中止していただくことになります。
また、利用中に「要介護」の判定になり、継続してショートステイの利用を希望する場合は、新たに、介護予防短期入所生活介護の利用契約の締結が必要になります。
- (2) 利用契約締結前に、健康診断を受け、診断書の提出をお願いする場合があります。
その際に、入院加療を必要とする病状や感染症を有し他の利用者に重大な影響を与えるおそれがあるようなやむを得ない場合には、治癒するまで利用をお断りする場合があります。
このような場合には、ご利用者は、これにご協力下さるようお願いいたします。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方法については、ご利用者が相当期間継続して当事業所を利用する場合には、作成する「介護予防短期入所生活介護サービス計画（ケアプラン）」で定めます。作成及びその変更は次の通り行います。



4. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備 考
居室	10室	全室個室であり、1室あたり 14.75～15.66㎡あります。ベッド、洗面台、ナースコール等を完備しております。テレビの設置も可能です。
共同生活室	1室	居室10室に1つ共同生活室があります。共同生活室には、食堂・リビング・キッチン・トイレを配置しています。
談話室	1室	ご家族をはじめ面会に来られた方、他の居室の方との談話を楽しまれるのにご利用になれます。
浴室	1室	ユニットに1ヶ所浴室を配置しております。個浴になっており、ゆっくりと入浴を楽しんでいただけます。また、リフトを設置しており、座位保持が困難な方にも入浴をしていただけます。
特殊浴室	1室	3階フロア（指定地域密着型介護老人福祉事業所フロア）に設置しており、個浴での入浴ができない方の入浴時に使用いたします。
医務室	1室	利用者の健康管理を行います。必要時に応じて、処置を行います。
相談室	1室	利用者、その家族等の相談の際に使用いたします。

(2) 居室の変更について

ご利用者、ご家族等からの居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況やユニットの状況等により、事業所内でその可否を決定いたします。また、ご利用者の心身状況により居室を変更する場合があります。その際は、予めご利用者やご家族等と協議の上、決定するものとします。

5. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<職員の配置状況> 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置 (実人員)	指定基準
事業所長 (管理者)	1名	
医師	3名	必要人数
生活相談員	1名	常勤1名以上 (他の職務と兼務可)
看護職員	2名以上	常勤1名以上
介護職員 (兼務)	20名以上	常勤1名以上
介護支援専門員	1名	常勤1名以上
栄養士	1名	常勤1名以上
機能訓練指導員 (兼務)	1名	1名以上 (他の職務と兼務可)
事務員	1名	

※ 指定地域密着型介護老人福祉事業所サービスおよび短期入所生活介護サービスと合わせた職員配置表になっています。

<主な職種の勤務体制>

職 種	標準的な勤務体制 (時間・最低配置人数)
医師	月3回
看護職員	日中：① 8：30～17：15 1名
介護職員	日中：① 7：30～16：30 ② 8：30～17：30 ③ 12：30～21：30 4名以上 夜間： 21：30～ 7：30 2名以上

※ 夜間勤務配置加算における事業所の定める夜間の時間帯は、上記時間帯とは別に定める。

<配置職員の職種>

- 医師 …… ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
- 生活相談員 …… ご利用者およびご家族等のご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜、生活支援を行います。
- 看護職員 …… 主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
- 介護職員 …… ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・援助を行います。
- 介護支援専門員 …… ご利用者に係る事業所サービス計画 (ケアプラン) を作成します。
- 栄養士 …… ご利用者の栄養面での管理・指導を行います。

機能訓練指導員・・・ご利用者に機能訓練を実施し、身体機能の低下を予防します。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

- ・当事業所では、原則、利用料金の9割または、8割、7割が介護保険給付内のサービス利用料金として介護保険から給付されます。
- ・法令の改正、事業所の人員変更や加算の関係で、記載した金額を変更することがあります。
- ・介護保険給付によるサービスは、食費、居室費、介護保険給付外サービスを除きます。
- ・詳細は、別紙「料金表」にてご確認ください。

① 食事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

〔食事時間〕 ※入居者の体調により、食事時間が前後する場合があります。

朝食： 7：00 ～ 9：00

昼食： 11：30 ～ 13：30

夕食： 17：00 ～ 19：00

② 入浴

- ・ご利用者の身体状況に合わせて、原則、週2回以上の入浴又は清拭を行います。
- ・寝たきりの方でも、特殊浴槽等を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 健康管理及び療養上の世話

- ・医師、看護職員、介護職員等が連携して健康管理及び療養上の世話を行います。

⑤ 送迎

- ・利用者の心身の状態、ご家族の事情等からみて送迎が必要と認められる場合は、ご希望によりその居宅と当事業所間の送迎を行います。

⑥ 日常生活上の世話とその他の自立支援

- ・寝たきりの防止のため、出来る限り離床するようにします。
- ・生活のリズムを考えた支援を行います。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるように援助します。
- ・介護上の支援を通して、独力で行えることを尊重し、また、ご自身の目的を達成することで、ご本らしい生活の実現を目指します。ならびに、その過程における自己決定を尊重します。
- ・利用者がその意志を表示できなくなったとしても、知り得た情報を踏まえて代弁することで、その権利を守り、これを尊重するよう努めます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス利用料金

上記(1)以外のサービスは、介護保険給付外サービスであるため、利用料金の全額が入居者の負担となります。また、介護保険事業所に入居したとき、または短期入所(ショートステイ)を利用したときの食費、居住費は原則自己負担となりますが、世帯の所得状況により、負担限度額が認定された場合は、それ以上を負担する必要がないことがあります。当事業所をご利用の際には、「介護保険負担限度額認定証」をお示

してください。

参考：姫路市役所 健康福祉局 長寿社会支援部 介護保険課ホームページ[最終アクセス：2025/03/28]<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000002623.html>

① 利用者が使用する居室（ユニット型）の提供

当事業所の居室は国の基準による個室になっておりますので、予め定められた居住費（居室使用料）を1日ごとご負担いただきます。居室の形や向き等が異なっても一律としています。

なお、介護負担限度額認定証をお持ちの方は、認定証に記された金額になります。

② 利用者への食事の提供

ご利用者の栄養状態に適した食事を提供します。食材料費及び調理に係る費用として、朝食、昼食、夕食を個別にご負担いただきます。

なお、介護負担限度額認定証をお持ちの方は、認定証に記された金額になります。

③ 理髪・美容

当事業所では、出張による理髪サービス（調髪、顔剃など）をご利用いただけます。利用料金として実費をご負担いただきます。

④ 複写物の交付

ご利用者またはご家族等がサービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には交付いたします。実費相当額として1枚につき10円ご負担いただきます。

⑤ 料金の変更

制度改正、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は事前に変更の内容と変更する事由について、変更となる1ヵ月前までにご説明いたします。

(3) 利用料金の支払い方法

利用料金・費用については、毎月末日で締め1ヵ月ごとに計算してご請求しますので、月末までに当事業所の指定口座へお振込み下さい。

(4) 利用者負担の減免

①当事業所は、保険者が「住民税世帯非課税のうち特に生計が困難である者」と認めた入居者については「利用者負担」を減免することがあります。「利用者負担」とは介護

- 費負担、居住費、食費、日常生活費負担をいいます。「特に生計が困難である者」とは、
- ・市町村民税世帯非課税である高齢福祉年金受給者
- ・利用者負担が減免されなければ生活保護受給者になってしまう者
- ・その他市町村民税世帯非課税であって、上記に準ずるものと市町村長が認めた者等、をいいます。

②利用者負担の減免の制度は、入居者の申請に基づいて市町村が決定後に交付する確認証に記載される基準によります。

③当事業所は、入居者が生活保護制度の適用が必要となった場合には、必要な援助を行います。

(4) 協力医療機関

利用中に医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けていただけます。

ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。

① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 公仁会 姫路中央病院附属クリニック
所在地	〒672-8043 兵庫県姫路市飾磨区上野田1丁目16番1
連絡先	079-235-5454
診療科	内科、胃腸科、循環器科、神経内科、整形外科、脳神経外科

医療機関の名称	医療法人社団 汐咲会 井野病院
所在地	〒671-0102 兵庫県姫路市大塩町汐咲1-27
連絡先	079-254-5553
診療科	内科、外科、整形外科、眼科、小児科、消火器内科、循環器内科、呼吸器内科、肝臓・胆のう・膵臓内科、糖尿病内科、リウマチ科、人工透析内科、放射線科、リハビリテーション科、神経内科、乳腺外来、禁煙外来

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	つだ歯科
所在地	〒672-8084 兵庫県姫路市飾磨区英賀清水町1-25
連絡先	079-287-9900

7. 契約を終了していただく場合

当事業所との契約期間は利用開始日における要介護度の認定有効期間までとします。その間は継続してサービスを利用することができますが、仮に以下のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 当事業所が解散、破産した場合又はやむを得ない事由により当事業所を閉鎖した場合
- ③ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご利用者へのサービス提供が不可能になった場合
- ④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご利用者からの契約終了の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑥ 当事業所から契約終了の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい）

(1) ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

以下の事項がある場合は、契約の有効期間内であっても、ご利用者から当事業所との契約終了を申し出ることができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ ご利用者が入院された場合
- ④ 当事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 当事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 当事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約の継続しがたい重大な事情が認められる場合

められる場合

- ⑦ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、当事業所が適切な対応をとらない場合

(2) 当事業所からの申し出により契約を終了する場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合は、当事業所から契約を終了していただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時のその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが遅滞し、幾度の催告にもかかわらず1ヵ月以上これを支払われない場合。
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により当事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ ご利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、ご利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。
- ⑤ ご利用者が介護老人保健事業所に入居した場合もしくは介護療養型医療事業所に入院した場合。

8. サービス提供における当事業所の義務

当事業所は、ご利用者に対してサービス提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ⑤ ご利用者にご提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
ただし、複写費用については、1部につき10円をいただきます。
- ⑥ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を保管するなどして、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 当事業所及びサービス従事者またはその他の職員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏えいしません。
(守秘義務)ただし、ご利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
- ⑧ 当事業所は、当該事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のために、必要な措置を講じ、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のためのマニュアルを策定するとともにそれらに基づき、必要な研修を通して感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止に努めます。
- ⑨ 当事業所は、当該事業所における介護事故の発生又は再発することを防止するため

のマニュアルを策定するとともにそれらに基づき、必要な研修を通して事故防止に努めます。

- ⑩ 当事業所は、入居者が、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備しそれらに基づき、必要な研修を通して褥瘡予防に努めます。

9. 事業所利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、事業所に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

① 持ち込みの制限

入居にあたり、安全上又は円滑な介護等を行うために支障のあるものの持ち込みは禁止します。

② 面会

面会時間：9：00～20：00

面会される方は、事務所窓口にある面会記録簿に必要事項をご記入下さい。また、各フロアにて職員にお声掛けをお願いします。

なお、来訪される場合、見舞金等の金品、生もの等の持ち込みはご遠慮下さい。万一、持ち込まれた場合においても、当事業所では、盗難・劣化などに対する責任は一切負いません。また、金品の保管も一切行いません。

③ 事業所・設備の使用上の注意点

- ・居室及び共用事業所、敷地はその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、事業所、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者の自己負担により現状を回復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただきます。
- ・ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分配慮します。
- ・当事業所の職員や他の入居者に対し、身体的、心理的に被害を加える等の公序良俗に反する行為を行った場合は、契約解除を検討します。

④ 喫煙

当事業所内は全面禁煙です。喫煙される方にはご迷惑をおかけします。

10. 損害賠償請求

当事業所において、当事業所の責任により生じた損害については、当事業所は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、当事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

以上の重要事項について説明を行い、同意を得たことを証するため、本書2通を作成し、利用者、当事業所が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 (西暦) 年 月 日

【利用者】

住 所

氏 名 印

【身元引受人（署名代行者）】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行すると共に、身元引受人として負担する責任を確認いたしました。

利用者との関係

署名代行事由

住 所

氏 名

【法人】

兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北1丁目29番地
社会福祉法人 播陽灘
理事長 田上 龍太郎

説明者
氏 名

【事業所】

兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北1丁目29番地
社会福祉法人 播陽灘
特別養護老人ホーム いやさか苑
(指定番号 第 2874005685号 姫路市)

個人情報の取得・利用に関する同意書

第1条 利用の目的について

当事業所では、利用者様の個人情報を以下の目的で利用させていただきます。

業務上のご連絡のため契約の履行のため

利用者様からのお問い合わせ、またはご依頼のため

顧客満足度調査などのアンケートのご依頼のため

その他、利用者様に事前に同意をいただいた目的のため

なお、事前に利用者様にご同意をいただいている利用目的以外に利用者様の個人情報を利用する必要が生じた場合には、再度、利用者様のご同意をいただいた後に利用させていただきます。ただし、法令その他の定めにより許される場合を除きます。

第2条 第三者への開示・提供について

当事業所では、以下のいずれかに該当する場合を除き、利用者様の個人情報を第三者へ開示または提供いたしません。

利用者様本人のご同意をいただいている場合

法令に基づき開示・提供を求められた場合

人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、利用者様のご同意をいただくことが困難である場合。

国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行するに
対して協力する必要がある場合であって、利用者様の同意を得ることによって当該事務の
遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

その他、法令により認められている場合

第3条 個人情報提供の任意性

当事業所が収集する個人情報は、全て利用者様の意思によってご提供いただくものです。
必要な項目をいただけない場合、各サービス等が適切な状態で提供できない場合があります。

第4条 個人情報の取り扱いの委託

個人情報の処理を外部に委託する場合がございます。委託の処理を行う場合には、十分な
個人情報保護水準を確保していることを条件として委託先を選定し、機密保持契約を結んだ
上で、委託をします。

以上の内容を確認した上で利用者及び代理人の方には、署名捺印をお願い致します。

同意書欄

(西暦) 年 月 日

【利用者】

住 所
氏 名

【署名代行者】 私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

住 所
氏 名

2025.3.31